

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成21年12月21日付け答申第102号)

## 1 事案の概要

H21.1.15 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事（環境保全課）（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求。

都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」）万日山トンネルに関して、歩行者及び自転車の同トンネル通過予測時間及び通過時における健康調査に関する資料（以下「文書1」）

春日池上線新設工事に関する環境調書並びに同工事に関する環境調整会議の開催年月日が分かる資料及び会議録等（以下「文書2」）

H21.1.22 実施機関 次の理由により不存在による不開示決定。

文書1：作成又は取得していない。

文書2：保存年限経過による廃棄。

H21.3.13 異議申立人 不開示決定を不服として異議申立て。

H21.3.23 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問（諮問第143号）。

## 2 当事者の主張の趣旨

### (1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

万日山トンネル通行に関する健康調査を行っていないことは、県の環境行政姿勢としては考えられない。

工事が竣工していないのに文書を廃棄したことについて、奇異・驚きを禁じ得ない。

### (2) 実施機関

事業により完成した施設そのものが利用者に与える影響については、環境影響評価の射程外であり、環境部局として健康等に関する調査は行っていない。

また、環境調書及び環境調整会議に関する資料（平成12年度作成及び取得）は、熊本県文書規程上5年保存としており、延長する必要もなかったため、平成18年度に廃棄した。

以上のことから、文書1及び2は不存在である。

なお、環境調整会議開催日等を記載した電子ファイル（以下「事業一覧」）が存在するが、これについては、担当者の備忘録的な手持ち資料であることから、行政文書ではないと判断した。

## 3 審査会の判断

(1) 熊本県公共事業等環境配慮システム要綱上、環境部局が所管する事務は、周辺環境への影響の見地から事業部局に対して意見を述べるに止まる。

よって、文書1を作成又は取得していないという実施機関の説明は首肯できる。

また、文書2の保存年限を延長せず、平成18年度に廃棄したことも同様に首肯できる。

従って、文書1及び2について不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

(2) ただし、文書2中、春日池上線新設工事に関する環境調整会議開催年月日が分かる資料については、事業一覧が、その利用状況等から、行政文書に該当すると認められるため、これを対象文書として特定し、開示・不開示の判断を行うべきである。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成21年 3月23日（諮問第143号） 答申日：平成21年12月21日（答申第102号） 事案名：都市計画道路春日池上線の新設に係る環境影響調査資料の 不開示決定（不存在）に関する件（環境保全課分）
---

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成21年1月22日に不在として不開示決定をした開示請求に係る文書のうち、都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）新設工事について、「熊本県環境調整会議運営要領」に則り、春日池上線整備計画を分析・審議した各年月日分かる資料については、配慮システム事業一覧という名称で保存されている電磁的記録（以下「事業一覧」という。）を対象文書として特定し、開示・不開示等の判断を行うべきである。それ以外の文書について不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

1 平成21年1月15日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、環境生活部環境保全課（以下「環境保全課」という。）が保有するものとして以下の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（1）春日池上線万日山トンネルに関して

歩行者がこのトンネルを普通に歩行して通過できる予測時分数値  
 自転車による走行でのこのトンネルを普通に走行して通過できる予測時分数値

歩行者・自転車による歩行・走行によって、このトンネルを利用して健康に影響がないとする予防医学的見地からの予測調査資料

（以下、環境保全課が保有するものとして開示請求が行われた（1）に記載する文書を「本件請求文書1」という。）

（2）春日池上線新設工事について

「熊本県公共事業等環境配慮システムに係る技術指針」における道路建設に係る環境調書一式

「熊本県環境調整会議運営要領」に則り、春日池上線整備計画を分析・審議した

ア 各年月日の分かる資料

イ その時の会議録等資料一式

（以下、環境保全課が保有するものとして開示請求が行われた（2）に記載

する文書を「本件請求文書2」という。)

- 2 平成21年1月22日、実施機関は、本件請求文書1については作成又は取得していないという理由から、また、本件請求文書2については保存年限を経過し、廃棄したという理由から、それぞれ不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 3 平成21年3月13日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成21年3月23日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、概ね以下のとおりである。

- (1) 熊本県環境基本条例及び熊本県生活環境の保全等に関する条例の理念の実践責務は、地方公務員の責務であり、熊本県公共事業等環境配慮システム(以下「環境配慮システム」という。)要綱(平成10年3月9日付け環政第715号)等の環境影響調書からして、当然トンネル内大気汚染濃度数値調書も「存在」するものと状況証拠により推測できるし、当然「存在する」と確証できる。
- (2) トンネル内を歩行させ、自転車で走行させる設備を新設するのに、人の健康・命に関わる環境予測・安全安心の担保が欠落しているとは、熊本県環境行政姿勢としては考えられない。知事をはじめ全職員あげて「ノーモア水俣」「ノーモア川辺川」の環境理念で取り組んでいる県政の中では考えられない。
- (3) 熊本県環境基本計画の中に、「法令等の対象とならない中小規模の県の公共事業については、平成10年度から環境配慮システムを、平成15年度から公共事業等環境配慮チェックリストを運用しています。」とある。当然、歩行者・自転車でトンネル内通過に対する環境影響、人体環境影響等の予測・予防医学・健康被害はないとの調査済みで、熊本県公共事業・万日山トンネル・延長約450m掘削・工事を着手していると思われるので、「不存在」であるはずがないと思われる。

- (4) 本件請求文書2について、工事竣工も未だないのに、5年保存のために廃棄したため、との記述には、県民の目線からは、更なる奇異・驚きを禁じ得ない。春日池上線の工事が続く以上は、当該工事に関する一貫した資料は保存しておくべきと考える。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件請求文書1について

本件請求文書1は、万日山トンネル供用による施設利用者に対する影響に関して調査する内容の文書であるが、環境影響評価（調査・予測・評価）は、工事を行うことによる土地改変及びその周辺の環境に与える影響並びに施設供用によりその周辺の環境に与える影響を対象として行うものである。

従って、事業により完成した施設そのものが利用者に与える影響については、環境影響評価の射程外であり、環境影響評価の観点からこれらの調査を行うケースはなく、本件請求文書1については、作成又は取得していない。

供用による施設利用者に対する影響等については、事業部局において、別途、考慮されることになる。

##### 2 本件請求文書2について

本件請求文書2のうち、環境調書については、平成12年度に事業部局から提出を受けたものである。また、春日池上線新設工事を審議した環境調整会議の年月日が分かる資料は、会議の開催伺い、会議開催通知等であり、その時の会議録等の資料は、会議における質疑応答を取りまとめた会議概要及び会議配布資料である。これらの文書も同会議が開催された平成12年度に作成されたものである。これらの文書は、保存年限を5年としており、平成18年度に廃棄した。

本件請求文書2の保存年限については、環境部局の主要事務が、環境配慮システムに基づき、事業部局に対し環境配慮の見地から意見を述べるものであることから、熊本県文書規程（昭和34年訓令第195号。以下「文書規程」という。）第40条第1項の規定及び別表第2の基準に基づき、5年としている。

また、環境配慮システムの場合、環境部局の関与は事業部局から環境配慮措置報告を受けることで終了し、それ以降、環境配慮措置の実施状況について事業部局に報告を求めたり、確認することはないことから、工事完了まで保存期限を延長する必要はない。

なお、本件請求文書2は残っていないことから、実際にどのような議論がなされたかは分からないが、春日池上線新設工事に関する環境調整

会議が平成12年12月15日に開催されていることは、担当者が手続の進捗状況の把握を目的として作成している事業一覧により確認している。

ただし、この事業一覧は手続の各段階の日付等が記載されているのみで、環境調書の内容や環境調整会議の中身については何ら記載されていないこと、担当者が手続の進捗状況の把握を目的として作成した備忘録的な手持ち資料であると判断したことから、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当せず、対象文書としていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件請求文書1及び2について

#### (1) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、実施機関が施工している春日池上線新設工事における万日山トンネルに関して、当該トンネルを利用する歩行者及び自転車走行者がトンネル通過にどの程度時間を要するかが記載された文書並びにこれらの者が当該トンネルを利用することで健康に影響がないとする予防医学的見地からの予測調査に関する資料である。

#### (2) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、同じく春日池上線新設工事に関して、環境配慮システムに係る技術指針に基づき実施機関が作成した環境調書及びこれを審議するに当たって開催された環境調整会議に係る資料である。

### 2 本件請求文書1に関する不存在による不開示決定妥当性について

実施機関は、第4の1に記載のとおり、環境影響評価(調査・予測・評価)は、工事を行うことによる土地改変及びその周辺の環境に与える影響並びに施設供用によりその周辺の環境に与える影響を対象としているものであり、事業により完成した施設そのものが利用者を与える影響については、環境影響評価の射程外であって、環境保全課として、環境影響評価の観点からこれらの調査を行うケースはないとしている。

また、そのような施設そのものが利用者を与える影響については、事業施行者である事業部局にて考慮されるべきとしている。

そもそも環境影響評価は、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げて

いこうという制度である。

よって、県が開発事業を行う場合にも、環境影響評価法（平成9年法律第81号）や熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象となる事業の場合には、それぞれの規定に基づいて環境影響評価を行うこととされている。

ただ、事業規模によっては、これらの対象とならない事業もあるため、そのようなものについて、県においては、環境保全のための率先行動として環境配慮システム要綱が設けられており、春日池上線新設工事も同システム要綱に基づき環境影響評価が行われている。

同システム要綱によれば、事業部局が調査・予測・評価の結果を環境調書として取りまとめ、環境部局の意見を聴き、この意見を尊重して環境配慮措置を決定し、事業を行うという一連の手続を取ることとされており、環境配慮システムにおいて、環境部局である環境保全課が所管する事務は、事業部局に対して周辺環境への影響の見地から意見を述べるに止まる。

よって、環境配慮システムにおいては、環境部局は環境調査を行うものではないと認められるから、本件請求文書1を作成又は取得していないという実施機関の説明は、首肯できる。

従って、実施機関が、本件請求文書1について不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

### 3 本件請求文書2に関する不存在による不開示決定妥当性について

実施機関は、本件請求文書2について、第4の2に記載のとおり、平成12年度に作成及び取得しているものの、保存年限5年を経過したため廃棄したとしている。

また、5年保存としている理由について、第4の2に記載のとおり、環境調書及び環境調整会議に係る資料等の文書は、文書規程第40条第1項の規定及び別表第2の基準に基づくものであるとしている。そして、環境部局の関与は事業部局から環境配慮措置報告を受けることで終了し、それ以降、環境配慮措置の実施状況について事業部局に報告を求めたり、確認することはないという理由から、工事完了まで保存期限を延長する必要はなく、平成18年度に廃棄したとしている。

さらに、本件請求文書2が平成12年度に作成及び取得されたということは、担当者がコンピューターのハードディスク内に保有していた事業一覧により確認したとしている。

当審査会は、本件請求文書2の全部又は一部が、実施機関が管理しているコンピューターのハードディスク内に電磁的記録として保存されている可能性があることから、事務局職員をして、環境保全課において環境調整会議を担当する職員に配備されているコンピューター中のハードディスクの調査を行わせた。その結果、本件請求文書2のうち、春日池

上線整備計画を分析・審議した各年月日が分かる資料に該当する可能性がある事業一覧の存在を確認した。それ以外に本件請求文書2の全部又は一部に該当する可能性がある電磁的記録は存在しなかった。

以上のことを踏まえ、本件請求文書2に関する不存在による不開示決定の妥当性について、以下の点について検討する。

(1) 本件請求文書2の保存年限及び廃棄について

行政文書の保存年限は、当該文書の性質によって決まるものであり、文書規程に基づき、当該文書を所管する所属が判断することとされている。よって、本件請求文書2の保存年限について、それを所管する環境保全課が、文書規程第40条第1項の規定及び別表第2の基準に基づき、保存年限を5年としていたことは、首肯できる。

また、各所属は文書規程に基づき、保存年限を延長するか否かの判断を個別に行うこととなるが、環境配慮システムにおいては、上記2に記載のとおり、事業者自らが環境影響評価を行うものとされており、環境部局は、環境影響の見地から意見を述べるという立場にあり、環境部局の関与は事業部局から環境配慮措置報告を受けることで終了し、それ以降、環境配慮措置の実施状況について事業部局に報告を求めたり、確認することはないとのことである。よって、環境保全課が本件請求文書2の保存年限を工事終了時まで延長していなかったことも、同様に首肯できる。

これらのことから、実施機関が、本件請求文書2について保存年限経過という理由から、これを廃棄し、不存在による不開示決定を行ったことは、基本的には妥当である。

ただし、本件請求文書2のうち、春日池上線整備計画を分析・審議した各年月日が分かる資料については、該当する可能性があるものとして、事業一覧が存在しており、このことについて、以下検討する。

(2) 事業一覧の行政文書該当性について

事業一覧の内容を確認したところ、環境配慮システムにおいて審議した事業ごとに、環境調書の提出日、環境調整会議開催日等が記載されており、春日池上線道路整備事業の項に、環境調整会議の開催日が記載されていることを確認した。

実施機関が、事業一覧は、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しないと判断しているため、事業一覧が行政文書に該当するか否かについて検討する。

同項では、行政文書について次のように規定している。

この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁氣的

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、熊本県立図書館、熊本県立美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

次に、事業一覧は行政文書には該当しないとする実施機関の主な理由は、以下のとおりである。

#### 文書の作成又は取得の状況

当該電子ファイルは、前任者等から正式に引き継ぎを受けたものではなく、担当者が利用するコンピューターのハードディスクに保存されていたものを単に流用して、専ら手続の進捗状況の備忘録としてのみ利用しているだけである。

現に、記入漏れ等も多く見られ、組織的な「台帳」としては機能していない。また、直接的又は間接的な管理監督者の関与もない。

#### 利用の状況

担当者が使用するのみであり、他の職員の職務上の利用もない。

#### 保存又は廃棄の状況

特に組織として台帳管理を行う必要はなく、専ら担当職員の判断で処理できる性質の文書である。また、担当者のコンピューターに保存しているのみで、班共用のハードディスクに保存されているわけではない。

しかしながら、事業一覧の利用の状況等をみると、実施機関は、これを用いて本件請求文書2が平成12年度に作成及び取得されたということを確認し、5年保存後の平成18年度に廃棄したとして不存在による不開示決定をしていることから、事業一覧を、本件開示請求に係る意思決定という業務遂行のために、組織的に用いたと認められる。仮に、担当者が手続の進捗状況把握のために作成していたとしても、このような利用状況であれば、必要な場合には組織的に用いることを前提に作成していたものと考えることが相当である。

また、実施機関は、前任者等から正式に引き継いだものではない旨主張しているが、個別に引き継ぎを受けた電子ファイルではなかったとしても、全体的に引き継いだコンピューターのハードディスクに含まれていたものであれば、引き継ぎを受けたものとして考えることが自然であり、かつ、継続的に内容の更新等を行っているのであれば、この点からみても組織的に管理しているものと考えることが相当であ



る。

これらのことから、事業一覧は、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものに該当すると認められる。また、事業一覧は、同項ただし書きのいずれにも該当しないと認められる。

よって、事業一覧は、同項に規定する行政文書に該当すると認められることから、実施機関は、事業一覧を対象文書として特定し、開示・不開示等の判断を行うべきである。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	大脇	成昭
委	員	立山	淳子
委	員	田中扶慈子	

## 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 1 年 3 月 2 3 日	・ 諮問 ( 第 1 4 3 号 )
平成 2 1 年 5 月 1 4 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成 2 1 年 6 月 2 4 日	・ 審議
平成 2 1 年 7 月 1 0 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 2 1 年 7 月 2 2 日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成 2 1 年 8 月 2 6 日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成 2 1 年 9 月 3 0 日	・ 審議
平成 2 1 年 1 1 月 4 日	・ 審議
平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日	・ 審議